

林地残材買取事業者登録に係るQ&A

令和3年4月
奈良県森林資源生産課

1. 林地残材を搬出する際に支障木の伐採等を行っていいですか。

林地残材を搬出する上で残置立木の損傷が見込まれる場合や林地残材を効率的に搬出する場合に行う支障木の伐採等は、森林所有者と合意の上であれば差し支えありません。

ただし、伐採の状況によっては、新たに伐採届等を提出する必要があることに留意して下さい。

2. 森林所有者と現地確認に行ったところ、林地残材が棚積み(林内整理)されていました。どのように対応すればいいですか。

まずは、施業放置林整備事業または混交林誘導整備事業の施行地であるかどうかについて、県または市町村等に確認を取って下さい。当該事業の施業地であった場合も林地残材の買い取りは可能ですが、平成28年度以降に伐採と併せて林内整理を行っている施行地の場合は、その整理に要した費用の返還を県により求められる可能性がありますので、その旨を森林所有者に説明の上、売買交渉を続行して下さい。

3. 森林所有者と境界確認を行ったところ、一部境界が不明瞭な箇所がありました。どのように対応すればいいでしょうか。

森林整備事業地の場合は、測量図面がありますので、これを基に現地の測量杭の確認等を行っていただくことで「間伐施行地の施業界」の確認はできるものと考えます。

所有界の確認については、当該森林所有者及び隣接森林所有者の両者立会の下で境界の明確化をしてもらうことが確実であると考えます。

いずれにしても、県で境界明確化作業を行うことはありませんので、登録事業者と当該森林所有者及び隣接森林所有者で解決していただくしかありません。最終的に境界が不明瞭であると判断された場合は、その部分に係る林地残材の買取はできないと考えます。

4. 間伐材等由来の証明書を取り寄せたい場合、どのようにすればいいですか。

森林所有者が証明書を持っていない場合は、当該市町村を管轄する森林組合または間伐を行った林業事業体から取り寄せてもらうように森林所有者に働きかけて下さい。混交林誘導整備事業については、奈良県森と人の共生推進課までご連絡下さい。

5. 林地残材は、全幹で搬出する必要がありますか。

全幹で搬出する必要はありませんが、全幹で搬出しない場合、末木、枝葉の処理方法等について、森林所有者とあらかじめ協議の上、トラブルが発生しないようにして下さい。

6. 林地残材を搬出する際に、残存立木の損傷が生じた場合は、どのように対処すればいいでしょうか。

林地残材の搬出を行う前に、売買契約を締結していただきますが、売買契約書の中に損害賠償に係る条項を明記し、その契約条項に基づいて損害賠償請求に応じて下さい。

7. 林地残材の搬出作業前に残存立木の損傷が確認できた場合は、どのように対処すればいいでしょうか。

残存立木の損傷は、後に森林所有者とトラブルになる恐れがあることから、作業前にその状況が判る写真を撮影の上、事前に森林所有者に報告しておくことが望ましいと考えます。

8. 林地残材の搬出作業時期はいつでも差し支えないですか。

樹液の流動時期は、樹皮が剥がれ易くなっていることから、搬出作業を控えることが望ましいと考えます。

9. 林地残材の搬出作業を行うため、森林作業道の開設(改良)を行いたいのですが、補助対象になりますか。

補助対象になりません。森林作業道の開設(改良)は、補助対象作業種(間伐等)と一体的に実施する場合に限りです。

10. 森林整備事業地で搬出作業を行う場合、注意すべき点がありますか。

森林以外への転用または皆伐があった場合は、補助金返還となることに留意して下さい。

11. 同意書に基づく林地残材の買取りにノルマはありますか。

買取りノルマはありませんが、情報収集を目的とした事業者を排除するため、情報提供に基づく買取実績が情報提供から長期間買い取り実績がなく今後も実績が見込めなど知事が判断した場合は、事業者登録を抹消します。

なお、複数の市町村で登録のある登録事業者が、一部の市町村で長期間買い取り実績がなく今後も実績が見込めないと知事が判断した場合は、当該市町村での登録のみを抹消します。(買取実績のある市町村の登録は抹消しません。)